

【資料1】P30～P33「制度ボランティア」の概要について

名称	内容	人数
人権擁護委員	日常生活の中で基本的人権が侵されることのないよう見守り、人権を擁護する任務をもって法務大臣から委嘱された人たちです。人権擁護委員は法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。	16人（R6.3現在）
防災リーダー	防災活動は、地域での協力が最も重視されています。その中心的役割を担っていただくために平成8年度に発足したのが松戸市地域防災リーダー制度です。 平常時の任務： ・所属する町会・自治会・管理組合等、訓練、研修等習得した知識・技術の普及を図る。 ・防災訓練の企画・立案。災害時を想定した、地域特性の調査・把握をする。 災害発生時任務：地域住民と協力して、消火、救出、救護、避難誘導、避難所運営を行う。	762（R6.3現在）
防犯指導員	町会・自治会等から1名以上を基準として、下記の事項を考慮して各所防犯会長と各警察署長が連名で委嘱しています。 ・人格、識見を融資、社会的信望のある者 ・地域の活動に熱意があって、時間的余裕のある者 ・行動力のある者 各防犯指導員は、防犯協会、警察、市その他関係機関と連携し、地域の防犯活動の中心を担っています。	R5.3.31現在の委嘱者 （委嘱期間：委嘱日～R5.8.28）松戸警察署管内541人、松戸東警察署管内544人 計1,085人
地域環境調査員	町会や田んぼ、公園などで、四季折々に多くの野鳥を見かけることができ、松戸市では、市民の方等のボランティア調査員による野鳥等の観察を通して、地域の環境調査を実施しています	R5.3末現在 70人

クリンクル推進員	家庭から排出されるごみの減量や資源化、ゴミ出しマナーの向上を推進するため、市民と市をつなぐパイプ役として委嘱された方です。 ごみの分別や減量に関する知識の習得及び具体的な実践、ごみに関する地域活動の推進（チラシや回覧版などによる周知）、地域のごみ問題に関する市との連絡調整、市が実施するごみ減量等に関する取組への参加を行っています。	委嘱者56人（R4）
民生委員・児童委員	地域福祉の中心的な担い手として、市民と行政をつなぐパイプ役として厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。 担当区域内において地域住民の生活状況等を的確に把握し、支援を必要としている方に対し、地域で自立して生活を営めるよう必要な自立支援を行うこと、関係機関と連携して地域住民の福祉活動の推進などを行っています。	500人(R5.4.1)
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。 保護観察になった人への助言指導・刑務所や少年院などに入っている人の出所後の生活環境の調整・地域での啓発宣伝・犯罪予防のための自治体等との連携を行っています。	66人(R6.3.1)
健康推進員	町会長・自治会長からの推薦のもと、市長より委嘱を受けた方々によって構成されています。 地区定例会に出席し健康についての学習やロコモ・フレイル予防等の地域の健康づくり活動を企画・実施し、市民の健康づくりをサポートしています。	149人（R5.3現在）
松戸市食生活改善サポーター	市長より委嘱された方々が「毎日の健康は、食事から！」を合言葉に、食生活や健康について学びながら、自分や家族、そして地域の健康づくりのために食生活を通したボランティア活動をしています。	27人（R5年度）
青少年相談員	「千葉県青少年相談員設置要綱」に基づき、千葉県知事と松戸市長より委嘱をうけたボランティアです。小学校区を身安に12の支部に分け、地域の特色を生かし、スポーツイベントや体験教室など、様々なイベント、行事の企画と運営をしています。また、支部以外にも文化活動部、野外活動部、スポーツ指導部の3つの専門部があり、支部の垣根を超えて松戸市全域での活用をしています。	117人（R5.1.1現在）